



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 38 2007年03月12日

台湾知的財産法院の設立について

記

台湾では、立法院(日本でいう国会に相当)の前期審議を通過した「知的財産事件の審理法」に沿って、今般3月5日に「知的財産法院組織法」が立法院による審議を通過した。

それらの法令の立法に伴い、特許・商標などの知的財産権に係る訴訟事件を取り扱う専門法廷となる「知的財産法院」が設立されることとなった。

特に特許・商標の争議事件においては、現行の4級4審の訴訟救済制度から、1級の審理は知的財産局の審査官3名による合議廷が、2級の審理(事実審理と法律審理)は知的財産法院が、3級の審理(法律審理)は最高行政法院が行うという「3級3審」の審理制度に変わることによって、迅速且つ有効に当事者間における知的財産権の争いの解決を図ることができるようになる。

一方、当該「知的財産法院」の設立に向けて、現行の特許・商標に係る関係規定の改正が求められている。

以上